

通学支援金 Q&A

Q1 館林から埼玉県(大宮等)に通学していますが、補助対象になりますか。

A1 補助対象にはなりません。ただし、東京都を経由して埼玉県や神奈川県、千葉県などに通学される方は対象となります。

Q2 PASMO や Suica などの通学定期券のモバイル版を利用しているときは、提出書類はどうしたらいいですか。

A2 購入者の氏名がわかる通学定期券情報が表示されているスマートフォン画面をスクリーンショットしていただき、プリントアウトするか、企画課のアドレスにその画像を送信していただくことで、提出書類として取り扱います。

Q3 通学支援金が始まる前から都内に通学していたが、過去から通学していた分は支援対象となりますか。

A3 令和2年度から通学支援金を開始したため、それ以前は対象外となります。

Q4 購入した定期券が年度をまたぐ場合、支援対象となりますか。

A4 一会計年度1回の申請となるため、前年度の定期購入費用は対象外となります。

Q5 申請は学生本人が行かないと受け付けてもらえないのですか。また、親族が代わりに申請に行く場合は、委任状等が必要なのですか。

A5 申請に関しては本人でなく、ご親族が代わりに来ていただいても大丈夫です。その際に、委任状等は必要ありません。ただし、申請者名は学生本人の名前を記入していただく必要があります。

Q6 電子申請はできますか。

A6 令和3年度から電子申請ができるようになりました。ただし、交付決定後の請求書には押印が必要となるため、窓口を持参していただくか、郵送していただく必要があります。



⇐ 電子申請用
QRコード

Q7 通学支援金支給申請書の「通学の開始日」は、いつの日付を記入すればいいのですか。

A7 通学している学校の入学の日付を記入してください。

Q8 通学支援金は請求後、いつ頃支払いがされますか。

A8 申請者が多いため、申請のタイミングによっては、支払いまでに2か月程度お時間がかかる場合があります。

Q9 通学支援金の振込口座は学生本人の口座でないと、だめですか。

A9 振込先の口座は、本人でもご親族の口座でもどちらでも大丈夫です。

なお、振込口座の確認を行うため、請求書をご提出いただいた際に、振込口座情報がわかる通帳等のご確認をさせていただきます。

Q10 通学支援金の定期券以外に回数券等は対象となりますか。

A10 通学支援金は、通学定期券のみを対象としているため、それ以外は対象外となります。

Q11 東京都内の大学に通学していますが、利用している大学の最寄り駅が東京都内ではありません。支給対象となりますか。

A11 東京都内の大学に通学しており、当該最寄り駅を利用する合理的な理由があれば支援対象となります。

(ex: 埼玉県駅から大学までの距離が、東京都内の駅からの距離より短い。など)

Q12 館林市に住民登録がありますが、定期券を購入している区間が東京都内の場合、支援対象となりますか。

A12 本制度は、館林市への定住促進を目的としているため、館林市への居住実態があれば対象となります。ただし、住民登録以外に館林市内から通学していることを証明できるものを提出していただく必要があります。なお、東武鉄道又は東日本旅客鉄道を利用することが条件となっております。

Q13 館林市に居住していますが、館林市内の駅を利用していない場合、支援対象となりますか。

A13 居住地が館林市の東部に位置しているため、時間距離の短い板倉東洋大前を利用しているなど、その駅を利用する合理的な理由があれば支給対象となります。